

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田時雄

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

8番 山村秀俊君。

◇8番 山村秀俊

はい、議長、8番。

9月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、2点について、分割質問方式によりお尋ねします。

1点目は、水道施設等の整備計画について、改めてお尋ねします。

町の公共施設等総合管理計画によれば、水道の施設は、耐用年数60年で超えている施設はありませんが、水道の管路は、耐用年数40年に対し、既に超えている地区が5カ所あり、内、3カ所は、50年を超えています。

また、令和4年9月に提出された答申書に施設及び管路の老朽化対策が喫緊の課題として答申もされています。

しかし、前回、6月議会において、「順番を決めて進める予定はない」、「区からの要望があれば協議する」等の答弁がなされましたが、生活基盤に必要不可欠なライフラインについて、こういう考えで果たして町

民の安心は得られるでしょうか。

こういう平時の時にこそ計画的に実施していく事業ではないでしょうか。

さらに、昨年、水道料金の見直しを実施し、これで短期的に収支の改善は図られるものの整備計画がなければ、公営企業会計の導入前と何ら変わらず、料金の見直しによる財政健全化への方向性や中長期の見通しも立てられるのでしょうか。

少なくとも料金見直しとなる10年後、令和15年度までの整備計画があれば、その結果を踏まえ、再度の料金見直しや次の収支見通しも立てやすいと考えます。

そこでお尋ねします。

水道施設等について、町当局の主体的な整備計画が必要と考えますが、再度、その考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

お尋ねの水道施設の整備計画につきましては、先般の6月議会定例会でお答えした通り、各地区毎に実情が異なることもあり、現在のところ順番を決めて整備を進める予定は御座いません。

ご承知のとおり、川北町の簡易水道事業は、国県等の補助事業の対象外となっております。町長会等を通じて、補助対象要件の緩和について、要望して参りたいと考えております。議員御指摘の通り、耐用年数を超過している管路があることは重々承知してお

りますが、水道施設や管路に不具合が見受けられた場合には、速やかに修繕や更新工事を行ない、町民の生活に支障をきたすことのないよう万全を期して参ります。

そして、大規模な改修が必要となった場合は、地区と協議をしながら整備を進めて参ります。

〔傍聴人の私語の声あり〕

◇議長 西田時雄

傍聴人は静粛にお願いいたします。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長、8 番。

◇議長 西田時雄

8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長。

2 点目は、施設整備基本構想について、お尋ねします。

今から、3 年前、令和 3 年 11 月 30 日開催の第 2 回上下水道料金審議会において水道料金の検討だけでなく、今後の水道事業に関する施設整備基本構想が示され、説明がなされました。

その基本構想とは、経過年数に応じて、優先地区を決定し、前期・中期・後期に分け、それぞれ 5 年単位とし、15 年計画で整備していくという内容です。

更に、その計画内容として、前期・中期・後期ごとに具体的な事業内容が示されました。

そこで、お尋ねします。

その時の施設整備基本構想の考えが町の方針と理解していましたがその考えは、継続していますか。それとも変更になりましたか。

町当局の考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

お尋ねの令和 3 年 11 月 30 日に開催された第 2 回上下水道料金審議会の資料にありました施設整備基本構想は、山村議員も委員として出席されていた会議の中で、水道施設及び管路の更新費用を水道料金に反映させると幾らぐらいになるのかを試算するための資料で御座いました。

これは、審議会開催時点での老朽化した水道施設と管路を 15 年で更新すると仮定した場合、費用の積算総額が 30 億円程度となり、水道料金に換算致しますと 1 世帯あたり 1 ヶ月 3,300 円程度の増額になるというもので御座います。

以上のことから、審議会でお示しした基本構想は、あくまでも水道料金を試算するためのものであることを申し上げ答弁と致します。

◇議長 西田時雄

4 番 山田勝裕君。

◇4 番 山田勝裕

はい、議長。

9月議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、分割方式により、今回は3点質問をしたいと思います。

1点目は、教育関係ですけど学校運営協議会の組織とその進捗状況についてお伺いしたいと思います。

文部科学省が推進する学校運営協議会制度は全国的な流れともなっており、より一層地域が学校を支援する動きが加速しているように思います。かねてより、未来を担う子供たちの育成は、学校、保護者、地域が三位一体となって教育活動を進めることが大切であると言われてきました。その考え方を学校運営協議会という制度がこれまで以上に支援体制を確立するという大きな期待が寄せられている制度ではないかと思っています。8月の広報川北でも～地域とともに歩む学校をめざして～という表題で、学校運営協議会のお知らせが掲載されました。

しかし、川北町ではこれまでも学校を支える地域のパワーは他市町以上の成果があったように思っています。見守り隊はもとより、ふるさと教育での支援や農業体験活動の協力、青少年講座等の教育活動など、地域が学校教育と連携する体制は良好に推移してきたと思っています。では、今回の学校運営協議会では、どのような組織となり、メンバーはどうなっているのでしょうか。子供たちへの教育活動支援のみならず、学校運営といった面や教職員への意見をどのように反映するのか。もう少し具体的な協議会組織と運営方法をお知らせいただきたいと思いますし、川北町の学校運営協議

会活動の現在の進捗状況についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長 西田時雄

教育長 西田誠一君。

◇教育長 西田誠一

はい、議長。

お答え致します。

議員ご指摘のとおり、これまでも川北町では学校教育と社会教育が連携を図り手取川プランを推進し、地域の方々を講師としてお招きしながら、学校での地域学習や教育委員会が主催する各種講座、体験学習を行ってきたところです。

さて、学校運営協議会を設置した学校は、ご存じのとおり「コミュニティ・スクール」と呼ばれ、地域を代表した方々が学校運営に参画する組織です。

川北町では令和6年度には3小学校に、令和7年度には中学校に学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールとします。学校運営協議会の委員は、年度当初、学校長が示す「学校経営方針」を協議、承認した後、年間を通じて教育活動の評価や改善にも関わることから、常に学校の現状やニーズが理解でき、地域人材の確保等、地域の教育力を生かし、学校と地域が連携した教育がさらに推進されることが期待されます。今年度はじめ、学校運営協議会が地域の方々へ学校ボランティアやサポーターの募集を行ったところ、3小学校であわせて94名の希望がありました。

その内55名は通学する児童の家族ではない地域の方々でありました。この結果からも地域の学校への関心の高さや協力したい

思いが強く感じているところです。

応募された学校サポーターの方々には、1学期中、運動場や学校花壇等の学習環境整備への協力、読み聞かせ等の図書ボランティア、家庭科のミシン操作の補助それからプールの見守り等のご支援をいただきました。

コミュニティ・スクールでの活動は、子どもたちや教職員にとってはもちろんのこと、保護者や地域の方々にとってのコミュニティづくりの場としても大いに期待されるところです。

今ほど議員よりお話がありましたが広報7月号には学校サポーターとして参加された方の短歌を載せております。ちょっと紹介しますと“絵本読み 諸植 糸 柿づくり 野外授業 老ゐて潤ほふ 児童らとの交流”というものです。いかに子どもたちとの関わりが生きがいにつながるなど地域への貢献活動として広がっていくことも同時に期待するところです。

さて、議員の質問にありますように、どのような人材を学校運営協議会の委員として招集するかは、大変に重要なところです。特に、学校運営協議会においてはコーディネートするコミュニティ・スクール・ディレクターという方がいらっしゃいまして、この方は、協議会における役職の要になります。今年度、各小学校においては、見守り隊の方や防災士の方、元教職員の方が選ばれております。

これらの人選は学校長の専決事項であり、教育委員会としましては委員の人数を示したこと以外、指示はまったくしていないのが実情です。

また、小中学校が足並みを揃え、町全体

でコミュニティ・スクールを推進するため、教育委員会内にコミュニティ・スクール推進協議会を今年度設置しております。各校のコミュニティ・スクール・ディレクターや町 PTA 連合会会長、女性協議会会長、小中学校長代表が参加し、情報交換や意見交換を行っております。

まだまだ認知度が低い組織ではありますが、来年度中学校に設置されることを機会に、町広報や教育委員会で発刊するかわきたっ子等を利用し、町民に周知したいと考えております。

終わりに、この答弁により、コミュニティ・スクールについて、少しでも町民の皆様方に知っていただけることを、そして、議員の皆様方にも各学校へのご支援やご協力やまた、コミュニティ・スクールの広報をお願いし答弁いたします。

◇4 番 山田勝裕
議長、4 番。

◇議長 西田時雄
4 番 山田勝裕君。

◇4 番 山田勝裕
はい、議長。

はい。どうもありがとうございました。

学校教育は町の大きな柱でありますので是非また学校運営協議会の活発な活動を期待するものであります。

2 点目は、サンフィールド川北の遊具等の充実に向けて伺いたいと思います。

4 月のオープンを経て、6 月には多目的運動公園の本格使用が可能となり、川北に素

晴らしい運動公園ができた町内はもとより他市町にも周知されるようになってきました。サッカー競技を中心に多目的運動広場には休日にはボールを追いかける姿がみられるようになり、夕方から夜にかけては周回 560 m の舗装路を歩く健康志向の方々も見受けられます。

さて、この公園の西側の芝生広場ですが、小さな子供たちや家族づれ親子が遊ぶ姿がよくみられるようになってきました。さすがに、猛暑の 7 月、8 月は日中の利用は少ないものの、夕方にはまた、小さな子供たちの姿が見受けられます。私自身も何回か夕方に孫を連れて利用させていただきました。

しかし、遊具は小さな複合遊具 1 つと 2 つの小さな動物乗り物遊具があるだけでありどうも物足りなさを感じないわけではありません。

5 月頃には、簡易テント持参で家族づれの方々がゆっくり遊んでいる姿もありました。もう少し遊具の充実が必要だと思えますし、他にも例えば、雨避け、日よけもかねてミニ野外ステージ等があれば、若者の集まるような場にもなりますし、築山などの変化のある芝生広場になれば小学生の遠足の目的地にもなるのではないのでしょうか。

今後のサンフィールド川北の遊具等の充実についてどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

◇議長 西田時雄

川北町長 前 哲雄君。

◇川北町長 前 哲雄

はい、議長。

それではお答え致します。

4 月 7 日に執り行いました竣工式から、早や約 5 カ月が経ち、現在、天然芝は青々と順調に生育し、とても美しい運動公園となっております。

6 月 9 日には、サンフィールド川北を発着とする町民ウォーキング大会の開催もありました。今後、9 月 29 日、日曜日には、川北ふれあいフェスタを、翌週 10 月 6 日になりますが、社会体育大会から名称を変更致しました川北サンスポ大会を開催致します。

お子さんから高齢者まで幅広い世代に親しんでもらえる施設として、また、防災拠点としての活用をコンセプトとして整備したサンフィールド川北ですが、イベント開催はもとより、夕方、ジョギングやウォーキングをする方々や休日に親子連れで過ごされる方々、100 メートル走路を利用しています中学校部活動、運動公園側を利用したサッカーの練習等、連日、町民の皆さまにご利用いただいております。

また、町外の小学校の遠足利用や町内保育所年長児の遊び場体験会、町内小学校の自然観察の場所としての利用もございました。利用につきましては、開場したばかりでありますからいよいよこれからだとも考えております。

さて、議員ご提案の今後の遊具等の充実についてであります。現在、対象年齢が 3～6 歳でありますインクルーシブ複合遊具と動物スイング遊具を設置しておりますがこれまでかなり多くの皆さんから、「対象年齢を引き上げた大型遊具も設置して

欲しい」と言う声もお聞き致しております。それを受けまして、現在、遊具の選定・設置場所のほか、補助メニューを調査するなど設置に向けて、前向きに検討を進めているところでもございます。

また、遊具以外の整備につきましても、安全・安心を前提に、今後の利用状況を勘案しながら検討して参りたいと考えております。

◇4 番 山田勝裕

議長、4 番。

◇議長 西田時雄

4 番 山田勝裕君。

◇4 番 山田勝裕

はい、議長。

ありがとうございました。是非遊具の充実等をはかっていただきたいという風に思っています。

3 点目ですけど、宅配ボックス設置への助成はできないかについて質問したいと思います。

近年の労働環境の改善による働き方改革の中で宅配業者の再配達の問題が取り上げられています。

一方で、商品購入の方法はますます多様になっており、ネットショッピングは今や皆さんの普通の購入方法になっており、例えば様々な返礼品がカタログショップになっていたりと、広告からの商品購入は宅配がほとんどであると思います。こうしたことからますます宅配業者の負担が大きくなっている現状があります。ただでさえ運送業

や物流業界の人手不足が問題となっている昨今であり、2024 年問題としても取り上げられています。私たちの生活に密着する宅配業に対して少しでも負担軽減できる方策を自治体としても支援することは大切なことではないでしょうか。

宅配業者の再配達を減らすには、各家庭で宅配ボックスを設置することも一つの方策でありこれは再配達を依頼する受け取り者側にとっても有効な方策ではないかと思います。再配達の手続きも意外と手間取ることもあると感じているのではないのでしょうか。宅配ボックスの利用は両方にとってメリットがあるように思います。

宅配ボックスも手軽なものから高価なものまでありますが、食料品や特別なものを除いて、一般的な物品の受領ができる宅配ボックスを町で支援することができないかお伺いしたいと思います。

◇議長 西田時雄

住民課長 國雲 正樹君。

◇住民課長 國雲 正樹

はい、議長。

お答え致します。

宅配ボックスは、不在時に受け取れなかった荷物の再配達をなくす画期的なアイテムとして誕生し、宅配業者と対面せずに好きなタイミングで荷物を受け取れるためコロナ禍において推奨された非接触を実践できるとして注目を集めました。

さらに、感染予防対策の一環として外出が制限されたことでインターネットショッピングが急激に増えたことも急速に普及

した要因の一つだと考えられています。

近年では、議員が述べられたように宅配業者の人手不足や過剰労働問題、所謂、2024年問題を解消する手段の一つとして普及が進んでおります。

県外におきましては、宅配ボックスの設置により再配達回数を減らすことで二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止対策を目的として、宅配ボックスの購入補助を実施している自治体もあるようです。宅配ボックスと一口で申しまして、地面に置いて設置する置き型、ポストや門に立てる柱に付属されている一体型、建物に壁付けする埋め込み型、使う時だけ玄関先に出す折り畳める簡易タイプと種類は様々であり、国においては、リフォーム工事に合わせて設置する宅配ボックスの費用について補助する制度を設けております。

議員ご指摘のとおり、宅配ボックスの設置は、宅配業者側、受け取り側、双方にメリットがあると思いますが、宅配ボックスを設置してもボックスの使い方が複雑なものがあり、使い方を間違ってしまうなどの事例もあるようで、冷蔵や冷凍、貴重品や現金の入った荷物は受け取れない、代引きや着払いの荷物は、代金の支払いが関わるため、必ず対面で支払いを済ませないと受け取れない、大きな荷物が入らないなどの問題点もあります。

また、現在、国においては、再配達の削減に向けて、コンビニエンスストアや街なかに設置されている宅配ロッカーといった多様な受け取り方法の活用や注文時の受け取り時間の指定など、消費者一人ひとりの行動変容に向けた取組が進められていると

ころであります。

宅配ボックス設置に対して、町で助成ができないかとお尋ねではありますが、生活環境や個々のライフスタイルによって求めるものが変化することなどから、国の動向や周辺自治体の状況を踏まえ、慎重に検討して参ります。

◇議長 西田時雄

6番 窪田 博君。

◇6番 窪田 博

はい、議長。

9月町議会定例会において、一般質問の機会をいただきましたので、多目的運動公園サンフィールド川北西側の駐車場に関連して2点について一括質問方式により質問いたします。

長年、町民が念願しておりました多目的運動公園サンフィールド川北は、本年4月7日盛大にオープン致しました。

私は、公園近くで畑仕事をしているので、日々の公園内の動きや光景がよく見えます。100 m走路レーンでは中学生や小学生の走行練習、芝生広場では少年少女達のサッカー競技、また、平日の夕方になると、ジョギング・ウォーキングコースには、夫婦づれなど幅広い世代の方が訪れているようでございます。

そこで先ず1点目ですが、調整池としての機能を持つ運動公園西側の駐車場であります。今年、梅雨末期の集中豪雨で駐車場全体が冠水し、駐車場としての使用できない日が数日ございました。

このような不測の事態や、今後、開催され

る県レベルのスポーツ大会や町社会体育大会など大きな大会の開催時に公園周辺一帯の混雑も予想されますので、その緩和策として、一つの提案でございますが、現在、町有財産で公園にも隣接するサンアリーナ西側の農地を駐車場として整備してはどうでしょうか、伺います。

次に２点目でございますが、公園の下流域の浸水についてでございます。７月の集中豪雨で流域内の畑や農道が浸水し、地元住民から苦情が寄せられました。

浸水は、豪雨に加え、調整池としての機能を持つ公園の駐車場からの増水で、流域内にある農業用水路が溢れたことが要因でないかと思われます。

例えば対応策として、公園駐車場の溜水を公園横北側の七ヶ用水へ直に放流する技法や流域内の農業用水路の改良などいろいろ考えられます。

地元の声もでございます。今後、当該流域全体を包括的に検討していただきたいと思いますが、町当局に伺います。

◇議長 西田時雄

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。

１点目のサンアリーナ西側の町有地の駐車場整備についてですが、令和２年６月議会で窪田議員からの駐車場の確保のご質問に答弁したとおり、現状としては、イベントや大きな大会の開催時には、既存のふれあい健康センター前の駐車場や総合体育館を含

む、役場周辺の駐車場を臨時的に利用して頂きたいと考えております。

議員ご提案のサンアリーナ西側に隣接した土地の駐車場整備については、当該土地は、川北温泉やサンアリーナ川北など集客施設やスポーツ施設が集中し、本町の中心となる、大変魅力的な場所でもございます。

従いまして、今後の周辺施設一帯の利用状況を見ながら駐車場としての整備を含め引き続き、有効な活用方法を検討して参りたいと考えております。

２点目のサンフィールド川北下流域の浸水についてですが、調整池の放流方法は、綿密な計算により設計し、新砂川用水を管理する手取川七ヶ用水土地改良区や県河川課との雨水排水協議の同意を経て整備したものであり、現時点で直接放流することは対応策としては考えておりません。

しかしながら、先の集中豪雨等による下流域の畑の浸水事案の発生を受け、先日でございますけど、調整池放流枳内の放流口を絞ることで放流量を減水する調整を行い、現在、状況を見ているところでございます。

今後、さらに同様の事案が発生するようであれば、改めて対策を検討していくことを申し添え、答弁いたします。

◇議長 西田時雄

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 西田時雄

日程第２、認定第１号から認定第８号及び議案第３５号から議案第４０号までを

一括議題とします。

これから各常任委員長及び予算決算特別委員長より、先に付託致しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 西田時雄

総務産業常任委員長、窪田 博君。

◇総務産業常任委員長 窪田 博

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

議案第 35 号、令和 6 年度川北町一般会計補正予算のうちその所管に属する関係部分、議案第 37 号、令和 6 年度川北町簡易水道事業会計補正予算、議案第 38 号、川北町監査委員条例の一部を改正する条例について、議案第 39 号、川北町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。

◇議長 西田時雄

教育民生常任委員長、山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

議案第 35 号、令和 6 年度川北町一般会計補正予算のうちその所管に属する関係部分、議案第 36 号、令和 6 年度川北町介護保険事

業特別会計補正予算、議案第 40 号、事務の相互委託の廃止について、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。

◇議長 西田時雄

予算決算特別委員長 山村秀俊君。

◇予算決算特別委員長 山村秀俊

はい、議長。

予算決算特別委員会に付託されました案件について、その審査結果を報告致します。

認定第 1 号、令和 5 年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号、令和 5 年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、令和 5 年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、令和 5 年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、令和 5 年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、令和 5 年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号、令和 5 年度 川北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 8 号、令和 5 年度川北町工業用水道事業会計決算の認定について、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これで常任委員長及び予算決算特別委員長の経過並びに結果の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、認定第 1 号から認定第 8 号及び議案第 35 号から議案第 40 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

認定第 1 号から認定第 8 号及び議案第 35 号から議案第 40 号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、認定第 1 号から認定第 8 号及び議案第 35 号から議案第 40 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田時雄

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和 6 年第 4 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前 10 時 46 分)